

ウラン濃縮工場における不適合
(令和6年3月分)

No.	発見日	件名(概要)	建屋	処置状況 ^{※1} (R6.4.30現在)
1	R6.1.17	査察カメラの視野の一部遮り ^{※2 ※3}	ウラン濃縮建屋	処置済
2	R6.1.17	検認を受けてない空シリンダの複数回移動 ^{※2 ※3}	ウラン濃縮建屋	処置済
3	R6.1.17	不明確な判断基準に基づく査察用封印の取り外し ^{※2 ※3}	ウラン濃縮建屋	処置済
4	R6.2.1	放射性固体廃棄物の保管廃棄に係る計量管理報告書の未提出 ^{※2}	ウラン濃縮建屋	処置済
5	R6.3.1	高周波インバータ装置定期事業者検査中断後の設備復旧不可	ウラン濃縮建屋	処置済

- ・「不適合」とは、要求事項を満たしていない状態をいいます。
但し、計画的な保守事項、日常消耗品（記録紙・インク等）の交換、火災報知器の誤警報等は除きます。

※1 「処置中」には、当該不適合の処置は終わっていても、水平展開の必要性の検討や再発防止対策等を含めた是正処置が
終わっていないものも含まれます。

※2 今月から保障措置に関する不適合も公表します。今月は2023年度以降に発生した不適合をまとめています。

※3 国際原子力機関からの指摘を受け、当社にて不適合と確認したものです。